

# 裁 決 書

第201400176591号

審査請求人

審査請求人代理人

処 分 庁 米子市福祉事務所長  
石 原 慎 吾

○ 上記審査請求人の成年後見人（以下「代理人」という。）が、上記審査請求人（以下「請求人」という。）を代理して平成26年9月11日付けで提起した上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護費返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

平成26年7月15日付けで処分庁が行った生活保護費返還決定処分のうち返還額377,366円を超える部分を取り消す。

## 理 由

### 第1 審査請求の趣旨及び理由

○ 請求人が審査請求書及び反論書において主張するところは、概ね次のとおりである。

#### 1. 審査請求の趣旨

平成26年7月15日付けで処分庁が行った生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2. 審査請求の理由

代理人が、成年後見人として、請求人に代わって障害基礎年金の請求手続を行ったからこそ、障害基礎年金の受給が可能となったことからすれば、成年後見人の選任に係る費用及び報酬（以下「本件費用」という。）を精算しないまま、生活保護費の返還を求めるのは行政庁の裁量を逸脱するものである。

成年後見人の報酬は、請求人の後見事務のため必要不可欠な費用であり、その法的性格は、請求人の利害関係者のため財産管理として支出した「共益費用」と解すべきことから、処分庁の返還請求権に優先して弁済を受けるべき権利である。

処分庁は、成年後見人の報酬は、要返還額から控除できる費用に含まれない旨を主張するが、「生活保護手帳別冊問答集2014」（以下「問答集」という。）と

いう法令ではないものを根拠としており、本件処分が適法であるとの根拠にはならない。

仮に本件処分が維持された場合、今後、生活保護受給者に対する後見人報酬等を確保されないことになり、後見人を受任する者はいなくなるため、経済的弱者の福祉に著しい障害となる。

したがって、本件処分は裁量を逸脱するものであり、違法である。

## 第2 処分庁の主張

処分庁が弁明書で主張するところは、概ね次のとおりである。

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」として、保護の補足性の原則を定めている。
- 2 また、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、被保護者に資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護費の額を上限として、当該保護費の返還を求めることができるとされている。
- 3 問答集によれば、既往分の年金が一括して支給された場合の年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然発生していたとされ、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還決定の対象となる資力が発生したものと扱うこととされている。平成25年12月13日付けの大阪高等裁判所判決においても同様の考え方が認められている。
- 4 問答集によると、後見開始の申立てに要する費用及び成年後見人の報酬は、要返還額の算定に当たって控除できる費用として認められていない。

以上から、請求人は、資力があるにもかかわらず保護を受けたことになり、保護費を返還する必要がある。そして、その返還額の算定に当たり、本件費用を控除することはできないことから、処分庁が行った本件処分に何らの違法又は不当はない。

## 第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が、代理人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び関係物件を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- 1 平成24年5月頃より、請求人は事理弁識能力を欠く状態が継続していた。
- 2 請求人は、平成24年5月23日に保護が開始され、本件処分時に生活保護を受けていた。
- 3 平成25年10月28日、鳥取家庭裁判所米子支部は、代理人を成年後見人とする審判をした。
- 4 平成26年5月22日、厚生労働大臣は、代理人の申請に基づき障害基礎年金に関して次のとおり決定した。

(1) 受給権取得年月 平成25年11月

(2) 支払開始年月 平成25年12月

(3) 年金額 973,100円

5 平成26年7月、請求人は、平成25年12月から平成26年5月までの障害基礎年金（以下「遡及年金」という。）の合計額485,366円を遡及して受給した。

6 平成26年7月15日、処分庁は、資力発生日である平成25年12月1日より平成26年7月15日までに支給した生活保護費の額が5の額を超過していることから、遡及年金全額485,366円について返還を求める本件処分を行った。

7 平成26年9月10日、鳥取家庭裁判所米子支部は、代理人が成年後見人となった日から平成26年9月10日までの報酬として、審査請求人の財産の中から10万円を与えるとの審判を行った。

#### 第4 当審査庁の判断

1 請求人に支払われた遡及年金は、法第63条に規定する資力に該当するため、原則としてその全額を返還しなければならない。

2 しかし、保護費の返還については、被保護者の自立を著しく阻害しないよう、一定の範囲の額を控除することが認められている。

3 請求人は、成年後見を受けることが必要な状態にあると認められるから、成年後見人に支払うべき報酬まで返還させるならば、成年後見を受けられなくなりその自立を著しく阻害することになる。

4 したがって、処分庁は、成年後見人に支払うべき報酬その他の必要な費用を控除して返還を命じるべきであるが、本件処分は、遡及年金の額全額の返還を命じており、明らかに不当である。

以上のとおり、本件審査請求の一部には理由があると認められるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年3月3日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治



この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

また、処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しに係るものにあつては米子市、裁決の取消しに係るものにあつては鳥取県を被告として（訴訟において、米子市を代表する者は米子市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となる。）、提起することができる。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求をした場合には、処分又は裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。